

2023
第4号

発行
令和5年7月1日

ふくしま サポートだより

発行
福島県知的障害児者生活サポート協会
理事長 岡崎 立郎

事務局
〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮111番地
(福島県総合社会福祉センター内)
一般社団法人福島県手をつなぐ親の会連合会
TEL024-573-5980/FAX024-522-7228



2023年度 アールブリュット展「薔薇孔雀」 大野 俊壽

【アールブリュット】とは、加工されていない生(き)の芸術、伝統や流行、教育などに左右されず自身の内側から湧き上がる衝動のままに表現した芸術のこと
2023年度「アールブリュット作品展」において最多得票となった作品です。来年度のパンフレットに掲載されます。

全国知的障害児者生活サポート協会とは…

一般社団法人全国知的障害児者生活サポート協会は、2006年(平成18年)11月に、知的障がい児者・自閉症児者とその家族の生活上での**安全・安心と福祉の増進に寄与する事**を目的として設立されました。

当会は、知的障がい児者・自閉症児者の**日常生活に関わる相談支援事業、就労に関わる相談支援事業、権利擁護に関わる相談支援事業の3事業**を実施しています。

助け合うという**互助の精神**を柱に、知的障がい児者・自閉症児者の皆さまをかけがえのない存在として捉え、より豊かな生活が送れるよう支援しています。

全国での詳しい活動内容については、当会のホームページ(<https://zensapo.jp/>)をご覧ください。

福島県の加入者数の推移

ブロック名	補償開始時 2007年4月	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度※1	2017 年度	2018 年度※2	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
Aプラン	1,609	1,695	1,823	1,990	2,035	2,105	2,188	2,320	2,401	2,505	2,014	1,840	1,767	1,730	1,506	1,443	1,412
Bプラン											532	766	807	890	1,192	1,296	1,368
Cプラン													186	282	370	448	507
合計	1,609	1,695	1,823	1,990	2,035	2,105	2,188	2,320	2,401	2,505	2,546	2,606	2,760	2,902	3,068	3,187	3,287

※1 Bプラン発足 ※2 Cプラン発足

補償制度利用者さんからの声

数年前、娘の手のひらの中に1～2ミリ程度の針状の金属が刺さってしまい、手術で取り除いたことがありました。通常であれば日帰りの外来受診、部分麻酔で10分程度の簡易な手術で済むそうですが、知的障がい最重度の娘はその10分間をじっと動かずにいることができません。神経を傷つけて麻痺が残ってしまうことを防ぐため、全身麻酔での手術をすることになりました。

全身麻酔のためには手術の前日から翌日まで2泊3日の入院が必要となります。前日夕方から手術後しばらくは絶食する必要もあり、そのことが理解できない娘には相部屋だと他の入院患者さんの食事を食べてしまう可能性もあったため、個室での入院となりました。また、会話もできず常時介護を要する娘の安全確保のために、親である私も一緒に寝泊まりする必要がありました。

親はただでさえ、無事手術が済むか、慣れない場所で娘がパニックになったりベッドから転落したりしないかなどの心配があります。入院に要する様々な書類や手続きに加え、まだ幼稚園に通う下の子のことや、障がい特性を考慮した本人へのフォローおよび荷物の準備など、すべきことは山のようにありました。親は食事や睡眠も十分にとれないためたった3日間の入院とはいえ心身ともかなり疲れまじし、入院時やその後の通院で利用したタクシー代など、出費も当初の予想より大きな額となりました。

そのような時に、「生活サポート総合補償制度」に加入していたため費用面の心配をせずに済んだことはとても助かりました。問い合わせの電話にも分かりやすく対応していただき、とても親切で温かいお言葉をかけてくださったことありがとうございました。

障がいがあると一般的な治療よりかなり大掛かりになり、金銭面や心身面での負担も多大になることを痛感させられるできごとでした。「生活サポート総合補償制度」のお世話にはならず済むことがベストですが、万が一に備えて加入していて本当に良かったと改めて感じています。

福島県知的障害児者生活サポート協会

2022年度 事故報告・保険金支払状況 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

●事故報告件数	合計	535件
●保険金支払額	合計	21,930,709円

[内訳] ◎ケガのご請求 / 35件 支払額計 1,495,000 円

〈事故例〉 ・転倒による大腿骨頸部骨折で入通院
・交通事故 ・捻挫 ・脱臼

◎賠償のご請求 / 94件 支払額計 4,886,709 円

〈事故例〉 ・パニックになり施設のガラスを割った ・他人のメガネを破損させた
・突然走り出し施設のドアにぶつかり破損させた ・自転車事故

◎疾病入院のご請求 / 362件 支払額計 11,149,000 円

〈事故例〉 ・肺炎 ・高熱 ・てんかん治療
・腫瘍 ・高血圧 ・内臓疾患
・新型コロナ陽性 224件含む ・医師が必要とみなした検査入院

◎疾病葬祭費用のご請求 / 44件 支払額計 4,400,000 円

※令和5年4月14日までに、AIG損害保険株式会社(旧AIU)より保険金の支払い手続きが終了した内容の集計結果です。(事故日が2022年度に該当する請求分)
尚、現在も2022年度の事故報告を受付しております。

福祉専門職による 「個別避難支援プラン」作成について

～安全で安心して暮らせる地域を目指して～

国による災害対策基本法の一部改正（令和3年5月）に伴い、災害に備えた取り組みとして、「個別避難支援プラン」を新たな様式で作成する必要があります。

福島市では、下期の対象となる方々の作成を居宅介護支援事業所等に所属する福祉専門職のノウハウを活用し作成します。

★福祉専門職による「個別避難支援プラン」作成の対象となる方★

在宅の避難行動要支援者のうち

- ① 洪水ハザードマップ上の浸水想定区域等災害にあう危険性の高い地域に居住し、
- ② 自力で避難することが特に困難と思われる方
 - ① 要介護3～5の方
 - ② 身体障害者手帳1級、2級の方
 - ③ 療育手帳A判定の方
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方
 - ⑤ 指定難病医療費受給者証の交付を受けている方のうち、医療依存度の高い方



★「個別避難支援プラン」作成にあたって★

- ① 今回のプラン作成は、福島市から居宅介護支援事業所等へ委託し福祉専門職により作成されます。
- ② プランの作成は、本人または家族の同意により作成することとなります。
- ③ 作成にあたっては、本人または家族と話し合いの上、作成する予定です。災害時に支援して欲しい内容があればお伝えください。
- ④ 災害時に避難支援等をおこなっていただく方が決まっているか、または希望する方がいればお聞かせください。
- ⑤ プランの完成を目指しますが、完成できない場合もあります。また、プランが完成しても必ずしも計画通りの避難支援が保証されるものではないことをご承知おきください。

★福島市独自の取り組み★

障がい者に配慮した災害時支援事業に係る福祉避難所の協定を締結している事業所による個別避難支援プラン作成は、福祉避難所への避難登録者を対象とし、地震等の災害による避難についても対象とし作成を進めています。

・協定締結事業所数 12法人20事業所（令和5年6月1日現在）

【お問い合わせ先】 福島市

長寿福祉課	長寿福祉係	Tel.525-7656	保健予防課	難病支援係	Tel.573-4384
障がい福祉課	障がい庶務係	Tel.525-3748	こども家庭課	こども発達支援センター	Tel.534-6074

福島県知的障害児者生活サポート協会 説明会実施に対する助成金支給のご案内

福島県知的障害児者生活サポート協会では、保護者会の会合等で生活サポート総合補償制度の説明会を実施した場合、「1名あたり千円」「1グループ3万円限度」で助成金を支給します！

★例えばこのような利用方法があります。

◆県内施設の保護者が実施する研修会（参加者：会員が30名以上）を開催する場合
➔ 一つの研修会（施設・育成会等）あたり **最大3万円**の助成 ★研修場所借用代に活用

◆会員施設保護者による懇親会（参加者：会員が5名以上30名まで）を開催する場合
➔ 一つのグループあたり **最大3万円**の助成 ★お弁当代★お茶代★お菓子代に活用

【助成対象者】

- (1) 本会の各構成団体、支部（施設、保護者会、支援学校等）、会員複数のグループ
- (2) 本会の各構成団体より推薦を受けた団体、グループ、サークル等

【助成対象事業及び助成額】

助成対象事業	助成基準額	助成限度額	各種条件
			説明会
(1) 本会の構成団体又は県内施設、育成会等が行うグループ単位のイベント、交流会、お茶会等	1名につき 1,000円以内	1グループ 30,000円	実施
(2) 本会の構成団体又は県内施設、育成会等が行う会員30名以上のイベント、交流会等	1名につき 1,000円以内	1団体 30,000円	

【助成の条件】

- (1) 説明会は5名以上から、参加者の名簿を提出
- (2) 交付回数は各構成団体・施設・グループ等につき年1回となります。
- (3) 年間予算を超える場合は支給を停止させていただくことがあります。
- (4) 本会のPR及び生活サポート総合補償制度の説明会を対象事業のプログラムに入れてください。(20分以上)
- (5) 説明会実施後、実施報告書がサポート協会に到着し10日以内を目途に指定の銀行口座に振り込みます。

【申請及び問い合わせ先】

福島県知的障害児者生活サポート協会
(福島県手をつなぐ親の会連合会内)
電話：024-573-5980 FAX：024-522-7228

【説明担当】

株式会社 ジェイアイシー 南東北支店
電話:0120-294-747 FAX:022-264-0081
担当 佐々木

★2023年7月1日より開始します。

ジェイアイシー 担当者 ご挨拶



福島県のサポート補償制度推進担当のジェイアイシー、佐々木です。
日頃より補償制度のご理解と推進のご協力を賜り誠にありがとうございます。
令和4年度より福島県も自転車条例が施行され、ご心配な方も多いと思います。
生活サポート総合補償制度は自転車保険の内容に合致した補償制度となっておりますので安心して自転車をご利用ください。
この制度が広まる事で、一人でも多くの方が社会に出て活躍されることを願っております。
今後ともよろしくお願い申し上げます。

㈱ジェイアイシー 南東北支店 課長 佐々木 貴志